

(令和8年4月)

令和8年度総合評価落札方式活用ガイドライン改定について

(静岡県建設技術監理センター)

1 概要

令和8年度の総合評価落札方式ガイドラインの改定点として、以下の内容を総合評価審査委員会に諮り了解を得られたことから、令和8年6月1日より施行する。

【工事】についての評価項目・評価基準に係る改定内容

- ・評価項目「労働福祉の状況」における雇用実績について評価基準を「新卒者雇用の実績」から「若手技術者雇用の実績」に変更する。

【建設関連業務】についての評価項目・評価基準に係る改定はなし

2 改定内容

【工事】

- ・評価項目「労働福祉の状況」の雇用実績について、評価基準を「新卒者雇用の実績」から「若手技術者雇用の実績」に変更

【現在の状況】

- ・評価項目「労働福祉の状況」の雇用実績については「新卒者雇用の実績」「新規雇用の実績」の2項目が評価基準となっている。

【改定内容】

- ・「労働福祉の状況」（雇用実績）の評価基準を「新卒者雇用の実績」から「若手技術者雇用の実績」に変更する。

【令和8年度ガイドライン】改定後

評価項目	評価基準		配点	最大得点
労働福祉の状況	若手技術者※雇用の実績あり	雇用実績	1.0	1.0
	新規雇用の実績あり		0.5	
	該当なし		0.0	

※若手技術者：40歳以下のもの（事務職、技術職等の職種は問わない）

以上